（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）

第九条　都道府県等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内において地域計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（自然環境トラスト活動基金）

第十条　都道府県及び市町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、自然環境トラスト活動基金を設けることができる。

（国の援助）

第十一条　国は、地域計画を作成しようとする都道府県及び市町村に対し、当該地域計画の作成について、必要な助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2　前項に定めるもののほか、国は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（土地の取得）

第十二条　国及び都道府県は、地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする。

（広報活動等）

第十三条　国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

（権限の委任）

第十四条　この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第四条第六項第六号及び第七項第二号並びに第九条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とする。

（経過措置）

第三条　環境大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　環境大臣及び文部科学大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた基本方針とみなす。

文部科学大臣　下村　博文
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十九号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「こと」の下に「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十七条第二号中「交通施設の整備」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　土地利用

ロ　交通施設の整備

ハ　地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（第六十六条第一号において単に「地理空間情報」という。）の活用の推進

第十七条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　土地に関する総合的かつ基本的な政策（有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関する調整に関すること。

四　土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に関すること。

第六十四条第二号を次のように改める。

二　国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七十二条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二　公共用地取得制度に関すること。

三　直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

四　直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

五　公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

六　都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第七十三条第二号中「こと（」の下に「政策統括官並びに」を加え、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。